

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月9日

船 橋 市 長 殿



提出者
住 所 千葉市中央区本千葉町15-1
京成千葉中央ビル6階
氏 名 戸田建設株式会社千葉支店
支店長 近藤 修介
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 043-307-8579

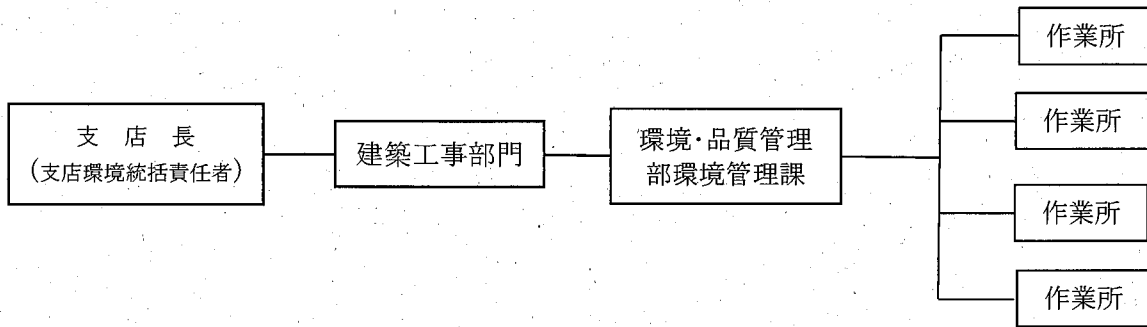
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	戸田建設株式会社 千葉支店
事業場の所在地	千葉市中央区本千葉町15-1 京成千葉中央ビル6階
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業 小分類:一般土木建築工事業
②事業の規模	前年度の元請完成工事高 393百万円
③従業員数	145人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	4506.025 t	t
	(これまでに実施した取組) 環境管理システムで以下の計画について管理を実施した。 ・施工方法の検討、簡易包装、有価物等で削減の計画を管理。 ・種類毎の排出量を計画し、排出総量とリサイクル率の目標値を設定		
	【評価】 排出総量は物件が増えたため、昨年は計画不要であったが実績は1000tを大きく超えた。リサイクル率は目標85.0%に対し91.8%であり、目標を達成した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	2,703.6 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今年度も引続き簡易包装、スクラップ等の有価物での排出、メーカーリサイクル、プレカットの推進、繰返使用が可能な容器での産廃回収等の削減計画を環境システムで目標管理する。 ・前年度は目標達成出来なかったリサイクル率については85.0%以上を目標とする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 石膏ボード・木屑・プラスチック類・金属・段ボール・コンクリート塊・ガラス及び陶磁器等の分別保管を徹底し、再資源化施設での処理を推進した。金属、段ボールの有価物業者への排出を推奨した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年同様に分別保管を徹底する。特に廃プラは再資源化に適した分別を重点的に指導し、メーカーリサイクル、金属屑、段ボールの有価物業者への排出を推進する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	4,506.03 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	122.9 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2.9 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 前年度同様、実績が有る処理業者の中から以下の内容を審査し選定し、委託可能な業者として環境管理システムに登録した。 ・許可証で事業の範囲等の審査、施設の処理状況を確認。 ・適切な二次処理先、再生委託先及び最終処分先を複数確保し、適正処理が出来る施設を有した処理業者。 ・電子マニフェストを利用している業者に限定。 ・リサイクル率が高く電子契約が可能な業者を優先した。 委託状況は環境管理システムで管理した。 処理状況の確認は電子マニフェスト情報を随時、監視し管理した。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	2,703.6 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	73.8 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1.7 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年同様、環境管理システムにより委託契約締結、処理施設の現地調査の確認等、法的要求事項及び下記の管理を行う。 ・審査により適正と判断された業者との処理委託。 ・電子マニフェスト利用率100%を継続。(前年度は100%達成) ・電子委託契約の推進を継続し、利用率92%以上を目標とする。 ・電子マニフェスト情報を監視し、現場毎の処理状況や実績を管理。 ・建設リサイクル法届出の確認、関係法令の確認と厳守。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

[illegible]

産業廃棄物処理計画 別紙①

[illegible]